

## 道内空港感染予防対策推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 道内空港感染予防対策推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、道内空港において検温機器（サーモグラフィー等）の設置に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することによって、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を進めることを目的とする。

### (補助事業者)

第3条 補助事業者は、道内空港所在自治体、本邦航空運送事業者（道内航空路線を運航する者に限る）、道内空港ビル事業者及び空港運営事業者（北海道エアポート株式会社）とする。

### (補助対象経費等)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費は、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に資するため、道内空港の出発口（ラウンジを含む）及び到着口に設置する検温機器を購入・設置するために要する費用とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- ・消耗品
- ・中古品及びリース品
- ・既存機器の修理及び改造品など

- 2 交付決定の前に購入された機器に対する経費についても、適正と認められた場合には、補助金の対象とする。
- 3 補助率は2分の1以内とする。

### (補助金の算定等)

第5条 補助金は、補助対象経費の実支出額の合計額に補助率を乗じて得た金額（千円未満切り捨て）とし、検温機器1台あたりの補助金の上限額は50万円とする。なお、補助対象機器の台数は各空港の出発口（ラウンジを含む）及び到着口の数を上限とする。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助事業者は、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書（総政第1号様式（平成25年北海道告示第10328-3号に定める様式をいう。以下「総政第〇号様式」について同じ。）に次の書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書 総政第2号様式
- (2) 補助金等交付申請額算出調書 総政第14号様式
- (3) 経費の配分調書 総政第18号様式
- (4) 事業予算書 総政第20号様式
- (5) 資金収支計画書 総政第32号様式（申請者が市町村である場合を除く）
- (6) その他知事が必要と認める書類

- 2 交付の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。た

だし、申請時において当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

3 知事は、補助金の申請期限を別途定める。

(交付決定)

第7条 知事は、提出された関係書類の内容を審査の上、道が補助金の効果的な執行の観点から審査し予算の範囲内で事業の採択を行い交付決定し、その旨を補助事業者に対して通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 補助金を交付する場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について(昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達)」第1号様式に定める交付の条件による。

(変更等による手続き)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定があった事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするときは、総政第21号様式の補助事業等変更承認申請書により、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的に変更をきたさない場合で、補助対象経費の20パーセント以内の変更の場合は、この限りではない。

2 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、総政第23号様式の補助事業等中止(廃止)承認申請書により、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(事業遅延等の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、総政第24号様式の補助事業等執行遅延(不能)報告書により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ、補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。

2 取得財産等のうち、交付規則第23条第4号及び第5号に知事が定める処分制限財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

3 補助事業者は、処分制限財産について台帳を設け、保管状況を明らかにしなければならない。

4 補助事業者は、処分制限財産について、補助事業の完了の年の翌年から起算して「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」で定める耐用年数を経過することになるまでの期間(当該耐用年数が10年を超える場合は、当該補助事業の完了の年の翌年から起算して10年間)において、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとする(以下「取得財産等の処分」という。)ときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りでない。

5 補助事業者は、4の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければならない。

6 知事は、5で定める場合を除くほか、補助事業者が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときには、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることができるものとする。

(補助金の実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに補助事業等実績報告書（総政第28号様式）に次の書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書 総政第2号様式
- (2) 補助金等精算書 総政第29号様式
- (3) 事業精算書 総政第31号様式
- (4) 設置した機器の日付入り写真（設置した機器の型番等が確認できるもの）
- (5) 補助対象機器に係る証拠書類（「契約書」、「領収書」、「請求書」の写し等）
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、消費税等仕入控除税額を補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において、前項において減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。また、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合、又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。

4 知事は、補助事業等実績報告書の提出を受けた場合は、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

附 則 この要綱は、令和2年（2020年）10月19日から施行する。